

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和7年4月1日

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の種類

大分県の全世帯配布広報紙の市町村及び自治会等への配送業務

(2) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(令和7年5・6月号、7・8月号、9・10月号、11・12月号、
令和8年1・2月号、3・4月号の6回分)

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 貨物自動車運送事業法に基づき一般貨物運送事業について国土交通大臣の許可を受けた者であること
- (2) 県内すべての地域への迅速な配送が可能な者であること。
- (3) 大分県内に本社または支社等を有していること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (6) 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者ではないこと。
- (7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (カ) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (キ) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
 - (ク) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 入札に参加を希望する者は、入札参加資格の確認を受けなければならない。資格審査により資格が認められた者のみ入札に参加できる。

3 入札参加資格の確認申請

入札参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書兼誓約書（別紙様式第1号）、貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物運送事業について国土交通大臣の許可を受けた者であることを証する書類（免許証の写し）、県内すべての地域への迅速な配送が可能な者であることを証する書類（事業所の一覧等、配送エリアが県内全域であることが分かる書類）及び誓約書（別紙様式第6号、既に県に提出済みである場合は不要）を提出すること

4 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場 所 大分市大手町3-1-1

大分県庁舎本館3階 大分県企画振興部広報広聴課広報・報道班

(2) 日 時 令和7年4月1日(月)午後10時～4月10日(木)午後5時(日曜日、土曜日及び祝日を除く)まで

5 資格審査書類の提出

資格審査書類の提出は、令和7年4月11日(金)午後5時までとする。

6 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 使用通貨 日本国通貨

7 入札日時及び場所

- (1) 入札日時 令和7年4月16日(水)午前11時
- (2) 入札場所 大分県庁舎本館3階 31会議室

8 入札保証金に関する事項

見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、大分県契約事務規則第20条第3項の各号に該当する場合は、入札保証金を免除する。

9 無効入札に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) この公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (3) 入札者が本件の入札について、二以上の入札書を提出した者のした入札
- (4) 本件の入札について、二以上の入札者の代理人となった者のした入札
- (5) 入札金額の記載のない入札
- (6) 入札金額の訂正に訂正印のない入札
- (7) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- (8) 入札に際し、不正の行為を行った者による入札
- (9) 提出書類に虚偽の記載を行った者のした入札

10 最低制限価格に関する事項

設定しない。

11 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、くじによる落札者決定を行う。

12 その他留意点

代理人による入札の場合は委任状を提出すること。

入札参加資格その他に関して、県が説明等を求めた場合は、速やかにこれに応じること。

入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(ただし当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札した契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

13 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県企画振興部広報広聴課広報・報道班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2098